

# 伊 勢 市 公 報

第 292 号  
平成 30 年 1 月 5 日  
金 曜 日

## 目 次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例	3
○ 伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例	5
○ 伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例	8
○ 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例	10
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市災害義援金配分委員会規則	23
○ 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	25
○ 平成 29 年改正給与条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則	37
○ 伊勢市災害等による障害福祉サービス等の利用者負担額の特例等に関する規則	41
○ 伊勢市災害等による障害児通所支援の利用者負担額の特例等に関する規則	50
○ 証明書等自動交付事務取扱規則の一部を改正する規則	57
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	59
<b>上下水道事業管理規程</b>	
○ 伊勢市下水道事業審議会規程の一部を改正する規程	61
<b>病院事業管理規程</b>	
○ 伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程	63
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	65
○ 市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部を改正する規程	91
<b>告 示</b>	
○ 戸籍手数料等の徴収の事務の委託について	93
○ 道路の区域変更について	94
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 選挙管理委員会関係	
・ 選挙管理委員会委員長について	95
・ 選挙管理委員会委員長職務代理者について	96
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	97
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	98
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	99
<b>公 告</b>	
○ 負傷動物の収容について	100
○ 農用地利用集積計画について	101
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	102
○ 犬の抑留について	103
○ 平成 29 年産麦（災害収入共済方式）共済金等について	104

○ 犬の抑留について	105
○ 農用地利用集積計画について	106
<b>上下水道事業公告</b>	
○ 公共下水道事業受益者負担金の平成 30 年度賦課対象区域について	107

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第40号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部伊勢市下水道事業審議会の項を次のように改める。

伊勢市上下水道事業審議会	水道事業（簡易水道事業を含む。）及び下水道事業に関する重要事項についての調査審議に関すること。	15人以上	(1) 知識経験を有する者 (2) 公共的団体等の代表者 (3) 水道の利用者又は下水道事業の受益者	2年
--------------	---	-------	--	----

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
（伊勢市下水道事業審議会の委員の任期に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の日の前日において伊勢市下水道事業審議会の委員である者の任期は、改正前の別表第1の規定にかかわらず、その日に満了する。

伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第41号

### 伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例

伊勢市営住宅管理条例（平成17年伊勢市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第13条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第14条第1項ただし書中「申告がない場合」の次に「（次条第1項ただし書に規定する場合を除く。）」を加え、「請求を」を「報告の請求を」に改める。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第34条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条第3項中「申告」の次に「（同項ただし書に規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入）」を加え、「入居者に」を「当該入居者に」に改める。

第29条第2項中「第8条第2項」の次に「（第14条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項）」を加える。

第37条及び第38条中「第11条」を「第12条」に改める。

第50条第2項中「同条第3項中「第1項」とあるのは「第50条第1項」と」を「同条第1項ただし書中「第34条第1項」とあるのは、「第51条において準用する第34条第1項」と」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第14条第1項、第15条（第50条第2項において準用する場合を含む。）及び第29条第2項の規定は、平成30年度以降の年度の市営住宅の毎月の家賃について適用する。

伊勢市附属機関条例の一部改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一



伊勢市条例第42号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部伊勢市地域福祉計画推進委員会の項の次に次のように加える。

伊勢市災害 義援金配分 委員会	災害により被災した市民に対する義援金の配分に関する事項についての調査審議に関すること。	被災した市民に対する義援金の募集が行われる災害ごとに10人以内	(1) 知識経験を有する者 (2) 福祉関係団体の代表者 (3) 公共的団体等の代表者 (4) 市職員 (5) その他市長が必要と認める者	委嘱され、又は任命された日から当該義援金の配分が終了した日まで
-----------------------	---	---------------------------------	---	---------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 43 号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 105)」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 95（特定管理職員にあっては、100 分の 115)」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 50)」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 45（特定管理職員にあっては、100 分の 55)」を加える。

附則第 16 項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 1.575)」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 1.425（特定管理職員にあっては、100 分の 1.725)」を加え、「にあっては、勤勉手当減額基礎額に」を「には、勤勉手当減額基礎額に、6 月に支給するときは」に改め、「100 分の 105)」の次に「、12 月に支給するときは 100 分の 95（特定管理職員にあっては、100 分の 115)」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

一般職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号給									

		円	円	円	円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500

21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700

42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		

63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400

84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			
96		295,200	343,100			
97		295,400	343,200			
98		295,700	343,700			
99		296,100	344,100			
100		296,500	344,400			
101		296,700	344,700			
102		297,000	345,100			
103		297,400	345,500			
104		297,700	345,900			



105	297,900	346,400					
106	298,200	346,800					
107	298,600	347,200					
108	298,900	347,600					
109	299,100	348,100					
110	299,500	348,500					
111	299,900	348,800					
112	300,200	349,100					
113	300,300	349,600					
114	300,600						
115	300,900						
116	301,300						
117	301,500						
118	301,700						
119	302,000						
120	302,300						
121	302,700						
122	302,900						
123	303,200						
124	303,500						

	125		303,800						
再 任 用 職 員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500

第2条 伊勢市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「及び附則第13項第3号」を削り、「及び第27条」を「及び第27条第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「第28条及び附則第16項」を「第28条第2項」に改め、同条第4項中「。附則第13項第3号において同じ。」を削る。

第28条第1項中「及び附則第13項第4号」を削り、同条第2項第1号中「及び附則第13項第4号」を削り、「、6月に支給する場合には100分の85」を「100分の90」に、「100分の105)、12月に支給する場合には100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）」を「100分の110」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40」を「100分の42.5」に、「100分の50)、12月に支給する場合には100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）」を「100分の52.5」に改める。

附則第13項の前の見出し及び同項から附則第16項までを削り、附則第17項を附則第13項とする。

(伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表1の項中「372,000円」を「373,000円」に改め、同表2の項中「420,000円」を「421,000円」に改める。

第9条第2項中「及び「100分の137.5」とあるのはいずれも「100分の162.5」」を「とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」」に改める。

第10条第1項の表1の項中「186,900円」を「187,300円」に改め、同表2の項中「214,400円」を「214,800円」に改め、同表3の項中「254,400円」を「254,800円」に改め、同表4の項中「273,800円」を「274,200円」に改め、同表5の項中「288,900円」を「289,300円」に改め、同表6の項中「314,300円」を「314,700円」に改め、同表7の項中「356,000円」を「356,400円」に改め、同表8の項中「389,100円」を「389,500円」に改める。

第4条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」」を「及び「100分の137.5」とあるのはいずれも「100分の165」」に改める。

(伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

(伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し及び同項から附則第5項までを削る。

(伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第7条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年伊勢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第8条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第9条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第10条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の207.5」を「100分の212.5」に改め、同項第2号中「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

(伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部改正)

第11条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（平成17年伊勢市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第12条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「100分の207.5」を「100分の212.5」に改め、同項第2号中「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第13条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成17年伊勢市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項第2号中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第14条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第4項第1号中「100分の207.5」を「100分の212.5」に改め、同項第2号中「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条から第6条まで、第8条、第10条、第12条及び第14条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第28条第2項及び附則第16項の規定、第7条の規定による改正後の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）第6条第2項の規定、第9条の規定による改正後の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）第3条第2項第2号の規定、第11条の規定による改正後の伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）第3条第3項第2号の規定並びに第13条の規定による改正後の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。）第4条第4項第2号の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例、改正後の議員報酬条例、改正後の市長等給与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の伊勢市職員給与

条例の規定に基づいて支給された給与（伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例（平成 27 年伊勢市条例第 2 号。以下この項において「平成 27 年改正条例」という。）附則第 3 項から第 5 項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）、第 7 条の規定による改正前の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第 9 条の規定による改正前の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第 11 条の規定による改正前の伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第 13 条の規定による改正前の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成 27 年改正条例附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料を含む。）、改正後の議員報酬条例の規定による給与、改正後の市長等給与条例の規定による給与、改正後の教育長給与条例の規定による給与又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

伊勢市災害義援金配分委員会規則をここに公布する。

平成 29 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第69号

### 伊勢市災害義援金配分委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の  
一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 70 号

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(平成 18 年伊勢市規則第 24 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 4 条関係)

技能労務職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の		円	円	円	円	円
	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
	4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
	5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
	6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
	7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
	8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600	

職 員	10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
	11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
	12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
	13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
	14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
	15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
	16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
	17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
	18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
	19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
	20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
	21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
	22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
	23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
	24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
	25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
	26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
	27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
	28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
	29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
	30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300

31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800

52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
70	210,800	252,600	282,100	310,900	
71	211,100	253,000	282,900	311,400	
72	211,700	253,400	283,600	311,900	

73	211,900	253,600	284,400	312,200
74	212,500	254,000	285,100	312,700
75	213,000	254,500	285,900	313,200
76	213,800	255,000	286,700	313,600
77	214,000	255,400	287,300	313,800
78	214,700	255,800	287,800	314,100
79	215,200	256,300	288,300	314,400
80	215,800	256,800	288,700	314,700
81	216,500	257,100	289,100	315,000
82	217,000	257,400	289,500	315,300
83	217,600	257,700	290,000	315,600
84	218,300	258,000	290,500	315,900
85	218,900	258,200	290,900	316,100
86	219,400	258,400	291,500	316,500
87	219,900	258,700	292,100	316,800
88	220,600	259,000	292,700	317,000
89	221,100	259,200	293,000	317,200
90	221,700	259,400	293,500	317,500
91	222,300	259,800	294,000	317,800
92	222,800	260,000	294,400	318,100

93	223,200	260,300	294,800	318,300
94	223,700	260,700	295,300	318,600
95	224,200	261,000	295,800	318,900
96	224,700	261,300	296,300	319,100
97	225,200	261,500	296,600	319,300
98	225,700	261,800	297,000	319,600
99	226,200	262,000	297,500	319,900
100	226,700	262,300	298,000	320,100
101	227,100	262,600	298,400	320,300
102	227,600	262,800	298,800	
103	228,200	263,100	299,100	
104	228,800	263,400	299,400	
105	229,200	263,600	299,700	
106	229,700	263,800	300,100	
107	230,000	264,100	300,500	
108	230,400	264,300	300,900	
109	230,600	264,600	301,200	
110	231,000	264,900	301,600	
111	231,500	265,200	302,000	
112	232,000	265,400	302,300	
113	232,200	265,600	302,500	

114	232,700	265,900	302,800
115	233,200	266,100	303,100
116	233,700	266,300	303,300
117	234,000	266,600	303,500
118	234,400	266,900	303,800
119	234,800	267,200	304,100
120	235,200	267,500	304,300
121	235,600	267,600	304,500
122		267,900	304,800
123		268,200	305,100
124		268,500	305,300
125		268,600	305,500
126		268,900	305,800
127		269,200	306,100
128		269,500	306,300
129		269,600	306,500
130		269,900	306,800
131		270,200	307,100
132		270,500	307,300
133		270,600	307,500
134		270,900	



	135		271,200			
	136		271,500			
	137		271,600			
再 任 用 職 員		193,200	204,300	222,800	243,600	274,300

備考

- この表において「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者をいう。
- この表において「再任用以外の職員」とは、技能労務職員のうち再任用職員以外の技能労務職員をいう。

別表第5中	「	57	を	「	56	に、	「	26	を
	57	57		26					
	57	57		27					
	58	57		27					
	58	57		28					
	58	58		28					
	58	58		29					
		58		29		29			
		58		30		30			

59
59
59
60

58
59
59
59

30
30
31
31
31
32

25
26
26
26
27
27
27
28
28
28
29
29
30
30
31
31

に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

### (経過措置)

- 2 平成 29 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 施行日から平成 30 年 3 月 31 日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

### (給与の内払)

- 4 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与（伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を

改正する規則（平成 27 年伊勢市規則第 10 号）附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

平成 29 年改正給与条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

をここに公布する。

平成 29 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第71号

平成29年改正給与条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成29年伊勢市条例第43号。以下「平成29年改正条例」という。）附則第5項の規定に基づき、平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経過措置額支給特定職員 伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例（平成27年伊勢市条例第2号。以下「平成27年改正給与条例」という。）附則第3項に規定する特定職員であり、かつ、平成29年4月1日前に55歳に達した者であって、同項の規定による給料を支給されるものをいう。
- (2) 施行日 平成29年改正条例の施行の日をいう。
- (3) 改正後の給与条例 平成29年改正条例第1条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。）をいう。
- (4) 改正前の給与条例 平成29年改正条例第1条の規定による改正前の給与条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

第3条 経過措置額支給特定職員に対する平成29年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定（第5条の規定を除く。）の適用がないもの

とした場合に改正後の給与条例の規定（平成27年改正給与条例附則第3項から第5項までの規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定（平成27年改正給与条例附則第3項から第5項までの規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもって当該各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料（市長の定める場合におけるものに限る。）
- (2) 地域手当
- (3) 期末手当
- (4) 勤勉手当

第4条 経過措置額支給特定職員に対する平成29年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第31条その他の条例の規定による給与の減額（市長の定めるものに限る。第6条第2項において「第31条等減額」という。）に当たっては、この規則の規定（次条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成27年改正給与条例附則第3項から第5項までの規定による給料の特例）

第5条 平成29年4月1日から施行日の前日までの間において、平成27年改正給与条例附則第3項から第5項までの規定による給料に関する規則（平成27年伊勢市規則第11号）第3条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成27年改正条例附則第4項又は附則第5項の規定に

よる給料については、同規則第3条又は第4条の規定にかかわらず、市長の定めるところによる。

第6条 平成29年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第13項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正給与条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額が、改正前の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第13項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額に達しないときにおける平成27年改正給与条例附則第3項から第5項までの規定による給料に関する規則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第3条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第31条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成27年改正給与条例附則第3項から第5項までの規定による給料については、適用しない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



伊勢市災害等による障害福祉サービス等の利用者負担額の特例等に関する規則をここに公布する。

平成 29 年 12 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第72号

伊勢市災害等による障害福祉サービス等の利用者負担額の特例等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第31条の規定による介護給付費等の額の特例（以下「介護給付費等の額の特例」という。）並びに災害その他の特別の事情による法第58条の規定による自立支援医療費（精神通院医療に係るものを除く。以下同じ。）の支給、法第70条の規定による療養介護医療費の支給、法第71条の規定による基準該当療養介護医療費の支給及び法第76条の規定による補装具費の支給に係る利用者負担額の減免（以下「自立支援医療費等利用者負担額の減免」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(介護給付費等の額の特例の基準)

第3条 省令第32条各号に規定する特別の事情に該当する場合における法第31条第1項又は同条第2項の規定により読み替えて適用する法第29条第3項第2号又は法第30条第3項に規定する市町村が定める額（以下「介護給付費等利用者負担額」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 介護給付費等の額の特例の適用期間は、第9条の規定による申請のあった日の属する月から6月以内とする。ただし、福祉事務所長は、なお

障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認められる場合は、支給決定障害者等の申請に基づき、通じて1年を超えない範囲内で、適用期間を延長することができる。

(自立支援医療費の支給に係る利用者負担額の減免)

第4条 福祉事務所長は、災害その他の特別の事情により自立支援医療に要する費用を負担することが困難となった支給認定障害者等に係る自立支援医療費の取扱い等について（平成18年3月31日付け障発第0331006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「災害等に係る自立支援医療費取扱通知」という。）第2の1(1)から(4)までに定める特別の事情により支給認定障害者等が指定自立支援医療に要する費用を負担することが困難であると認められる場合においては、その者の利用者負担上限月額を次条に定めるところにより減免することができる。

(自立支援医療費の支給に係る利用者負担額の減免の基準)

第5条 前条の規定による自立支援医療費の支給に係る利用者負担上限月額の減免の基準は、別表第2のとおりとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の減免の適用期間について準用する。

(療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る利用者負担額の減免)

第6条 前2条の規定は、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る利用者負担上限月額の減免について準用する。

(補装具費の支給に係る利用者負担額の減免)

第7条 福祉事務所長は、災害その他の特別の事情により補装具の購入又は修理に要する費用を負担することが困難となった補装具費支給対象障害者等に係る補装具費の取扱い等について（平成19年3月27日付け障発第0327004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「災害等に係る補装具費取扱通知」という。）第2の1(1)から(4)までに定

める特別の事情により補装具費支給対象障害者等が補装具の購入又は修理に要する費用を負担することが困難であると認められる場合においては、その者の利用者負担上限月額を次条に定めるところにより減免することができる。

(補装具費の支給に係る利用者負担額の減免の基準)

第8条 前条の規定による補装具費の支給に係る利用者負担上限月額の減免の基準は、別表第3のとおりとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の減免の適用期間について準用する。

(申請)

第9条 介護給付費等の額の特例の適用又は自立支援医療費等利用者負担額の減免を受けようとする者は、別に定める申請書に災証明書その他特別の事情に該当することを明らかにすることができる書類を添えて福祉事務所長に提出しなければならない。この場合において、福祉事務所長は、当該書類により明らかにすることができる事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(決定)

第10条 福祉事務所長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、介護給付費等の額の特例の適用又は自立支援医療費等利用者負担額の減免をすることを決定したときはその旨を、しないことを決定したときは理由を付してその旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

(適用期間の延長の手続)

第11条 前2条の規定は、第3条第2項ただし書(第5条第2項、第6条及び第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により適用期間を延長する場合について準用する。この場合において、第9条中「申請書に災証明書その他特別の事情に該当することを明らかにすること

ができる書類を添えて」とあるのは、「申請書」と読み替えるものとする。

(大規模災害の場合の特例)

第12条 福祉事務所長は、本市の区域内に大規模な災害が発生した場合であって、特別の事情に該当することが明らかであり、かつ、第9条の規定による申請書の提出を求めることが困難であると認めるときにおいては、被災の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、職権で介護給付費等の額の特例の適用又は自立支援医療費等利用者負担額の減免をすることを決定することができる。この場合において、第3条第2項（第5条第2項、第6条及び第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第3条第2項中「第9条の規定による申請のあった日」とあるのは「第12条の規定により介護給付費等の額の特例の適用又は自立支援医療費等利用者負担額の減免をすることを決定した日」と、「に基づき」とあるのは「又は職権により」とする。

(届出)

第13条 介護給付費等の額の特例の適用又は自立支援医療費等利用者負担額の減免を受けた者は、当該特例の適用又は減免に係る特別の事情がなくなったときは、直ちに、その旨を福祉事務所長に届け出なければならない。

(決定の取消し等)

第14条 福祉事務所長は、偽りその他不正の手段により介護給付費等の額の特例の適用又は自立支援医療費等利用者負担額の減免を受けた者があるときは、直ちに、当該特例の適用又は減免の決定を取り消さなければならない。

2 市長は、前項の規定により介護給付費等の額の特例の適用又は自立支援医療費等利用者負担額の減免の決定を取り消された者があるときは、

法第8条の規定に基づき、その者から、当該特例の適用又は減免により支払を免れた額に相当する金額の全部又は一部を徴収するものとする。

3 福祉事務所長は、介護給付費等の額の特例の適用又は自立支援医療費等利用者負担額の減免を受けた者が資力の回復その他の事情の変化により当該特例の適用又は減免を受けることが不相当であると認めるときは、当該特例の適用又は減免の決定を取り消すことができる。

4 市長は、前項の規定により介護給付費等の額の特例の適用又は自立支援医療費等利用者負担額の減免の決定を取り消された者がある場合において、当該事情の変化があった日から当該特例の適用又は減免の決定を取り消した日の前日までの間に当該特例の適用又は減免により支払を免れた額があるときは、その者から、その免れた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、介護給付費等の額の特例又は自立支援医療費等利用者負担額の減免に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成29年10月22日から適用する。

(伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

2 伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年伊勢市規則第58号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」を「及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改め、「平成18年厚生労働省令第19号)」の次に「並びに別」を加える。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

別表第1（第3条関係）

区分		介護給付費等 利用者負担額
省令第32条第1号に規定する特別の事情に該当する場合	全壊、大規模半壊、半壊、全焼及び半焼	0円
省令第32条第2号から第4号までに規定する特別の事情に該当する場合	1 支給決定障害者等の属する世帯の主たる生計維持者の死亡（行方不明となった場合を含む。）	0円
	2 支給決定障害者等の属する世帯の主たる生計維持者の申請日の属する年の見込み総収入額が前年の総収入額の10分の6未満に減少すると認められる場合	0円

別表第2（第5条関係）

区分		利用者負担上限月額
災害等に係る自立支援医療費取扱通知第2の	全壊、大規模半壊、半壊、全焼及び半焼	0円

1 (1)に該当する場合		
災害等に係る自立支援医療費取扱通知第2の1 (2)から(4)までに該当する場合	1 支給認定に係る障害者等の属する世帯の主たる生計維持者の死亡（行方不明となった場合を含む。）	0円
	2 支給認定に係る障害者等の属する世帯の世帯員の申請日の属する年の見込み総収入額の合計額が前年の総収入額の合計額の10分の6未満に減少すると認められる場合	0円

別表第3（第8条関係）

区分		利用者負担上限月額
災害等に係る補装具費取扱通知第2の1 (1)に該当する場合	全壊、大規模半壊、半壊、全焼及び半焼	0円
災害等に係る補装具費取扱通知第2の1 (2)から(4)までに該当する場合	1 補装具費支給対象障害者等の属する世帯の主たる生計維持者の死亡（行方不明	0円



	<p>となった場合を含む。)</p>	
	<p>2 補装具費支給対象          障害者等の属する世帯の主たる生計維持者の申請日の属する年の見込み総収入額が前年の総収入額の10分の6未満に減少すると認められる場合</p>	<p>0円</p>

伊勢市災害等による障害児通所支援の利用者負担額の特例等に関する規

則をここに公布する。

平成 29 年 12 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第73号

伊勢市災害等による障害児通所支援の利用者負担額の特例等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の11の規定による障害児通所給付費等の額の特例（以下「障害児通所給付費等の額の特例」という。）及び災害その他の特別の事情による法第21条の5の28の規定による肢体不自由児通所医療費の支給に係る利用者負担額の減免（以下「肢体不自由児通所医療利用者負担額の減免」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(障害児通所給付費等の額の特例の基準)

第3条 省令第18条の25各号に規定する特別の事情に該当する場合における法第21条の5の11第1項又は同条第2項の規定により読み替えて適用する法第21条の5の3第2項第2号又は法第21条の5の4第3項に規定する市町村が定める額（以下「障害児通所給付費等利用者負担額」という。）は、別表のとおりとする。

2 障害児通所給付費等の額の特例の適用期間は、第7条の規定による申請のあった日の属する月から6月以内とする。ただし、福祉事務所長は、なお障害児通所支援に要する費用を負担することが困難であると認められる場合は、通所給付決定保護者の申請に基づき、通じて1年を超えない範囲内で、適用期間を延長することができる。

(肢体不自由児通所医療費の支給に係る利用者負担額の減免)

第4条 第1条に規定する特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 通所給付決定保護者又はその属する世帯（通所給付決定保護者である特定支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 通所給付決定保護者の属する世帯（通所給付決定保護者である特定支給決定障害者にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。以下同じ。）の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 通所給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 通所給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

第5条 福祉事務所長は、前条各号に掲げる特別の事情により通所給付決定保護者が肢体不自由児通所医療に要する費用を負担することが困難であると認められる場合においては、その者の肢体不自由児通所医療負担上限月額を次条に定めるところにより減免することができる。

（肢体不自由児通所医療費の支給に係る利用者負担額の減免の基準）

第6条 前条の規定による肢体不自由児通所医療負担上限月額の減免の基準は、別表のとおりとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の減免の適用期間について準用する。

(申請)

第7条 障害児通所給付費等の額の特例の適用又は肢体不自由児通所医療利用者負担額の減免を受けようとする者は、別に定める申請書に災証明書その他特別の事情に該当することを明らかにすることができる書類を添えて福祉事務所長に提出しなければならない。この場合において、福祉事務所長は、当該書類により明らかにすることができる事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(決定)

第8条 福祉事務所長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、障害児通所給付費等の額の特例の適用又は肢体不自由児通所医療利用者負担額の減免をすることを決定したときはその旨を、しないことを決定したときは理由を付してその旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

(適用期間の延長の手続)

第9条 前2条の規定は、第3条第2項ただし書(第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定により適用期間を延長する場合について準用する。この場合において、第7条中「申請書に災証明書その他特別の事情に該当することを明らかにすることができる書類を添えて」とあるのは、「申請書」と読み替えるものとする。

(大規模災害の場合の特例)

第10条 福祉事務所長は、本市の区域内に大規模な災害が発生した場合であって、特別の事情に該当することが明らかであり、かつ、第7条の規定による申請書の提出を求めることが困難であると認めるときにおいては、被災の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、職権で障害児

通所給付費等の額の特例の適用又は肢体不自由児通所医療利用者負担額の減免をすることを決定することができる。この場合において、第3条第2項（第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第3条第2項中「第7条の規定による申請のあった日」とあるのは「第10条の規定により障害児通所給付費等の額の特例の適用又は肢体不自由児通所医療利用者負担額の減免をすることを決定した日」と、「に基づき」とあるのは「又は職権により」とする。

（届出）

第11条 障害児通所給付費等の額の特例の適用又は肢体不自由児通所医療利用者負担額の減免を受けた者は、当該特例の適用又は減免に係る特別の事情がなくなったときは、直ちに、その旨を福祉事務所に届け出なければならない。

（決定の取消し等）

第12条 福祉事務所長は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費等の額の特例の適用又は肢体不自由児通所医療利用者負担額の減免を受けた者があるときは、直ちに、当該特例の適用又は減免の決定を取り消さなければならない。

2 市長は、前項の規定により障害児通所給付費等の額の特例の適用又は肢体不自由児通所医療利用者負担額の減免の決定を取り消された者があるときは、法第57条の2第1項の規定に基づき、その者から、当該特例の適用又は減免により支払を免れた額に相当する金額の全部又は一部を徴収するものとする。

3 福祉事務所長は、障害児通所給付費等の額の特例の適用又は肢体不自由児通所医療利用者負担額の減免を受けた者が資力の回復その他の事情の変化により当該特例の適用又は減免を受けることが不相当であると認めるときは、当該特例の適用又は減免の決定を取り消すことができる。

4 市長は、前項の規定により障害児通所給付費等の額の特例の適用又は肢体不自由児通所医療利用者負担額の減免の決定を取り消された者がある場合において、当該事情の変化があった日から当該特例の適用又は減免の決定を取り消した日の前日までの間に当該特例の適用又は減免により支払を免れた額があるときは、その者から、その免れた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、障害児通所給付費等の額の特例の適用又は肢体不自由児通所医療利用者負担額の減免に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成29年10月22日から適用する。  
(伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部改正)
- 2 伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則（平成24年伊勢市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「施行規則」という。)の次に「並びに別」を加える。

別表（第3条、第6条関係）

区分		障害児通所給付費等 利用者負担額及び肢 体不自由児通所医療 負担上限月額
省令第18条の25第1号 又は第4条第1号に規 定する特別の事情に該	全壊、大規模半壊、半 壊、全焼及び半焼	0円

当する場合		
省令第18条の25第2号から第4号まで又は第4条第2号から第4号までに規定する特別の事情に該当する場合	1 通所給付決定保護者の属する世帯の主たる生計維持者の死亡（行方不明となった場合を含む。）	0円
	2 通所給付決定保護者の属する世帯の主たる生計維持者の申請日の属する年の見込み総収入額が前年の総収入額の10分の6未満に減少すると認められる場合	0円



証明書等自動交付事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 12 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第74号

証明書等自動交付事務取扱規則の一部を改正する規則

証明書等自動交付事務取扱規則（平成17年伊勢市規則第91号）の一部を次のように改正する。

別表二見総合支所1階玄関横の項及び小俣総合支所1階玄関の項を削る。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 29 年 12 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第75号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ア中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第3条の規定は、平成31年9月以後に受けた医療に係る伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年伊勢市条例第87号）の規定による福祉医療費の助成の制限について適用し、同年8月以前に受けた医療に係る当該福祉医療費の助成の制限については、なお従前の例による。

伊勢市下水道事業審議会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市上下水道事業管理規程第9号

伊勢市下水道事業審議会規程の一部を改正する規程

伊勢市下水道事業審議会規程（平成29年伊勢市上下水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市上下水道事業審議会規程

第1条中「伊勢市下水道事業審議会」を「伊勢市上下水道事業審議会」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 29 年 12 月 25 日

伊勢市病院事業管理者 藤本 昌雄

## 伊勢市病院事業管理規程第9号

伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員就業規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第17条中「職員の定年等については」を「職員（伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）第3条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。）の定年等については」に改める。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。



伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 29 年 12 月 25 日

伊勢市病院事業管理者 藤本 昌雄

伊勢市病院事業管理規程第 10 号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年伊勢市条例第45号）」を「、伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年伊勢市条例第45号）及び伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）」に改め、「受ける職員」の次に「(企業職員を除く。)」を加える。

第 15 条を第 17 条とし、第 14 条の次に次の 2 条を加える。

（給料に関する特例）

第 15 条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 29 年伊勢市条例第 39 号）第 3 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、第 3 条の規定にかかわらず、次の給料表（以下「特定任期付職員給料表」という。）を適用する。

号給	給料月額
1	373,000 円
2	421,000 円
3	471,000 円
4	532,000 円
5	607,000 円
6	709,000 円
7	829,000 円

2 管理者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次の各号に

掲げる特定任期付職員給料表の号給に応じ、当該各号に定める場合とする。

- (1) 1号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合
  - (2) 2号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合
  - (3) 3号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
  - (4) 4号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
  - (5) 5号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
  - (6) 6号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
  - (7) 7号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合
- 3 管理者は、特定任期付職員について、特別の事情により特定任期付職員給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、その者の給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。
- 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。
- (特定任期付職員業績手当)

第 16 条 特定任期付職員業績手当の額は、その者の給料月額に相当する額とする。

2 条例第 17 条の 2 に規定する特に顕著な業績を挙げた職員に該当するかどうかは、前条第 2 項又は第 3 項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

3 特定任期付職員業績手当は、12 月 1 日（以下この項において「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる者に対し、当該基準日の属する月の期末手当の支給日に支給することができるものとする。

4 特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

病院企業一般職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
任	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100

用 職 員 以 外 の 職 員	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200

24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900

45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300		

65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800



86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900			
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200			
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400			
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600			
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900			
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200			
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400			
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600			
94		294,400	342,200					
95		294,800	342,700					
96		295,200	343,100					
97		295,400	343,200					
98		295,700	343,700					
99		296,100	344,100					
100		296,500	344,400					
101		296,700	344,700					
102		297,000	345,100					
103		297,400	345,500					
104		297,700	345,900					
105		297,900	346,400					
106		298,200	346,800					

	107	298,600	347,200					
	108	298,900	347,600					
	109	299,100	348,100					
	110	299,500	348,500					
	111	299,900	348,800					
	112	300,200	349,100					
	113	300,300	349,600					
	114	300,600						
	115	300,900						
	116	301,300						
	117	301,500						
	118	301,700						
	119	302,000						
	120	302,300						
	121	302,700						
	122	302,900						
	123	303,200						
	124	303,500						
	125	303,800						
再 任								

用 職 員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500
-------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

病院企業技能労務職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
	4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
	5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
	6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
	7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
	8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
	9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
	10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100	

12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800

33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600

53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
70	210,800	252,600	282,100	310,900	
71	211,100	253,000	282,900	311,400	
72	211,700	253,400	283,600	311,900	
73	211,900	253,600	284,400	312,200	

74	212,500	254,000	285,100	312,700
75	213,000	254,500	285,900	313,200
76	213,800	255,000	286,700	313,600
77	214,000	255,400	287,300	313,800
78	214,700	255,800	287,800	314,100
79	215,200	256,300	288,300	314,400
80	215,800	256,800	288,700	314,700
81	216,500	257,100	289,100	315,000
82	217,000	257,400	289,500	315,300
83	217,600	257,700	290,000	315,600
84	218,300	258,000	290,500	315,900
85	218,900	258,200	290,900	316,100
86	219,400	258,400	291,500	316,500
87	219,900	258,700	292,100	316,800
88	220,600	259,000	292,700	317,000
89	221,100	259,200	293,000	317,200
90	221,700	259,400	293,500	317,500
91	222,300	259,800	294,000	317,800
92	222,800	260,000	294,400	318,100
93	223,200	260,300	294,800	318,300
94	223,700	260,700	295,300	318,600

95	224,200	261,000	295,800	318,900
96	224,700	261,300	296,300	319,100
97	225,200	261,500	296,600	319,300
98	225,700	261,800	297,000	319,600
99	226,200	262,000	297,500	319,900
100	226,700	262,300	298,000	320,100
101	227,100	262,600	298,400	320,300
102	227,600	262,800	298,800	
103	228,200	263,100	299,100	
104	228,800	263,400	299,400	
105	229,200	263,600	299,700	
106	229,700	263,800	300,100	
107	230,000	264,100	300,500	
108	230,400	264,300	300,900	
109	230,600	264,600	301,200	
110	231,000	264,900	301,600	
111	231,500	265,200	302,000	
112	232,000	265,400	302,300	
113	232,200	265,600	302,500	
114	232,700	265,900	302,800	
115	233,200	266,100	303,100	



116	233,700	266,300	303,300
117	234,000	266,600	303,500
118	234,400	266,900	303,800
119	234,800	267,200	304,100
120	235,200	267,500	304,300
121	235,600	267,600	304,500
122		267,900	304,800
123		268,200	305,100
124		268,500	305,300
125		268,600	305,500
126		268,900	305,800
127		269,200	306,100
128		269,500	306,300
129		269,600	306,500
130		269,900	306,800
131		270,200	307,100
132		270,500	307,300
133		270,600	307,500
134		270,900	
135		271,200	
136		271,500	

	137		271,600			
再任用職員		193,200	204,300	222,800	243,600	274,300

備考 この表は、伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程（平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 1 号）に規定する技能労務職員である職員に適用する。

別表第 3（第 3 条関係）

病院企業医療職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の		円	円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100	566,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400	569,200
	3	251,400	337,700	402,500	475,600	572,300
	4	253,900	340,700	405,300	477,900	575,400
	5	256,200	343,400	408,000	480,200	578,300
	6	260,000	346,700	410,700	482,400	580,700

職員	7	263,800	349,800	413,500	484,600	583,100
	8	267,600	352,900	416,200	486,800	585,500
	9	271,200	355,700	418,600	488,800	587,700
	10	275,200	358,600	421,300	490,900	589,200
	11	279,200	361,700	423,900	493,000	590,700
	12	283,200	364,900	426,600	495,100	592,200
	13	287,000	367,900	429,000	497,200	593,700
	14	291,000	371,500	431,500	499,300	594,800
	15	294,900	374,700	433,900	501,400	595,900
	16	298,800	378,400	436,400	503,500	596,800
	17	302,600	382,000	438,500	505,600	598,000
	18	306,200	384,700	440,900	507,600	599,000
	19	309,700	387,500	443,200	509,600	600,000
	20	313,300	390,200	445,600	511,600	601,000
	21	316,900	393,100	447,200	513,400	602,000
	22	320,600	395,700	449,600	515,200	
	23	324,100	398,300	452,000	517,100	
	24	327,600	400,700	454,300	519,000	
	25	331,100	402,900	456,300	520,700	
	26	333,900	405,200	458,600	522,500	
	27	336,500	407,400	460,800	524,300	

28	339,100	409,700	463,100	526,100
29	341,900	412,000	465,300	527,800
30	344,000	414,100	467,600	529,600
31	346,200	416,100	469,900	531,400
32	348,600	418,200	472,100	533,200
33	350,900	420,200	474,100	534,800
34	353,300	422,100	476,200	536,600
35	355,500	423,900	478,300	538,300
36	358,000	425,900	480,400	540,100
37	360,400	427,800	482,500	541,700
38	362,800	429,800	484,300	543,300
39	365,200	431,800	486,100	544,700
40	367,400	433,800	487,900	546,300
41	369,700	435,600	489,600	547,800
42	371,100	437,400	491,400	549,200
43	372,600	439,100	493,200	550,600
44	374,000	440,900	495,000	551,900
45	375,300	442,800	496,600	553,100
46	376,700	444,600	498,300	554,100
47	378,200	446,400	500,100	555,100
48	379,700	448,100	501,900	556,100

49	380,900	449,900	503,500	557,100
50	381,900	451,600	504,800	558,000
51	382,900	453,400	506,100	558,900
52	383,800	455,200	507,400	559,800
53	384,700	457,100	508,500	560,600
54	385,600	458,300	509,800	561,500
55	386,300	459,500	511,100	562,400
56	387,200	460,700	512,400	563,300
57	388,000	461,900	513,400	564,200
58	388,900	462,900	514,200	565,100
59	389,700	463,900	515,000	566,000
60	390,500	464,900	515,800	566,700
61	391,100	465,700	516,700	567,600
62	391,600	466,400	517,500	568,500
63	392,000	467,100	518,400	569,400
64	392,500	467,800	519,200	570,300
65	392,800	468,500	520,100	571,200
66		469,200	521,000	
67		469,900	521,700	
68		470,600	522,600	

69	470,900	523,500
70	471,600	524,300
71	472,300	525,200
72	473,000	526,100
73	473,400	526,900
74	474,000	527,800
75	474,700	528,700
76	475,400	529,400
77	475,800	530,200
78	476,400	531,100
79	477,000	532,000
80	477,500	532,900
81	478,100	533,700
82	478,600	534,600
83	479,100	535,500
84	479,600	536,400
85	480,000	537,200
86	480,600	538,100
87	481,000	539,000
88	481,500	539,900
89	482,000	540,700

	90		482,600			
	91		483,200			
	92		483,600			
	93		484,100			
	94		484,700			
	95		485,300			
	96		485,900			
	97		486,400			
再 任 用 職 員		295,800	338,200	392,600	465,600	565,500

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

29
29
29
30
30
30
31
31

	「	31	「	
				28
				28
				28
				29
				29
				29
				29
				30
				30
別表第 6 中			を	に改める。
		32		30
		32		30
		32		31
		33		31
		33		31
		34		31
		34		32
		35		32
	」		」	

別表第 9 を次のように改める。

別表第 9（第 13 条関係）

1 特定任期付職員以外の職員

職	条例第 15 条第 2 項 に基づく支給額	条例第 15 条第 3 項 に基づく支給額
副院長、理事（医師に限る。）、	10,000 円	5,000 円



医療部長、健診センター長及び医療技術部長（医師に限る。）		
理事（医師を除く。）、医療技術部長（医師を除く。）、看護部長、経営推進部長、次長及び参事	8,500 円	4,300 円
薬局長、室長、看護副部長、課長及び副参事	7,000 円	3,500 円

## 2 特定任期付職員

号給又は給料月額	支給額
特定任期付職員給料表 6 号給及び 7 号給並びに第 15 条第 3 項の規定による給料月額	12,000 円
特定任期付職員給料表 5 号給	10,000 円
特定任期付職員給料表 2 号給から 4 号給まで	8,500 円
特定任期付職員給料表 1 号給	7,000 円

### 附 則

（施行期日等）

- この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 から別表第 3 まで及び別表第 6 の改正規定は、公表の日から施行する。
- この規程（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 平成 29 年 4 月 1 日から第 1 項ただし書に規定する改正規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表

の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規程の規定による号給が改正前の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（以下「旧規程」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新規程の規定にかかわらず、旧規程の規定による号給とするものとする。

- 4 一部施行日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に管理者が号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

（給与の内払）

- 5 新規程の規定を適用する場合においては、旧規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与（伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成27年伊勢市病院事業管理規程第3号）附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 29 年 12 月 27 日

伊勢市病院事業管理者 藤本 昌雄

## 伊勢市病院事業管理規程第11号

市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院事務分掌規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医療安全管理室

第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 医療安全管理室の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 医療事故に関すること。
- (2) 院内感染に関すること。
- (3) その他医療に係る安全管理に関すること。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

## 伊勢市告示第 117 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写し、所得（課税）証明書並びに市民税及び県民税に係る課税証明書及び非課税証明書の交付に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 29 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 徴収の事務の委託を受けた者

東京都千代田区一番町 25 番地  
地方公共団体情報システム機構  
理事長 吉本 和彦

### 2 委託期間

平成 30 年 1 月 9 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 118 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 29 年 12 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	下野大湊線	大湊町字禿松南新田 1250 番 2 地先から	旧	5.20～5.50	227
		大湊町字禿松南新田 1232 番 2 地先まで	新	7.10～12.50	347.3

伊勢市選挙管理委員会告示第 82 号

平成 29 年 12 月 22 日開催の委員会において、地方自治法第 187 条第 1 項の規定により、伊勢市選挙管理委員会委員長に下記の者を選挙しました。

平成 29 年 12 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 竜 田 節 夫

記

省略 竜 田 節 夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 83 号

地方自治法第 187 条第 3 項の規定により、伊勢市選挙管理委員会委員長職務代理者に下記の者を指定したので、伊勢市選挙管理委員会規程第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成 29 年 12 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 竜 田 節 夫

記

省略

潮崎 明義



伊勢市上下水道事業告示第 27 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 17 号)第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 29 年 12 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
365	マルヨシ設備	度会郡大紀町永会 2330 番地	平成 29 年 11 月 22 日

伊勢市上下水道事業告示第 28 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 17 号)第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 29 年 12 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
366	村田設備	松 阪 市 駅 部 田 町 1473 番地 1	平成 29 年 11 月 27 日

伊勢市上下水道事業告示第 29 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 17 号)第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 29 年 12 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
367	株式会社 NBC	伊勢市村松町 1368 番地 14	平成 29 年 12 月 22 日

伊勢市公告第 86 号

所有者の判明しない負傷動物の収容について

次の負傷動物を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 36 条第 2 項の規定により収容をした旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

平成 29 年 12 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収容した負傷動物

番号	保護場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	船江 3 丁目	猫	雑種	黒白	不明	大	91 日 以上	

2 収容した日 平成 29 年 12 月 14 日

3 収容期限 平成 29 年 12 月 19 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 87 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 29 年 12 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 88 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出及び同条第 3 項の規定による異議の申出はありませんでした。

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 12 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市公告第 89 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 29 年 12 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	村松町	柴	黒	雌	中	91 日 以上	布製の赤色 の首輪、鎖

2 抑留した日 平成 29 年 12 月 20 日

3 抑留期限 平成 29 年 12 月 27 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 90 号

伊勢地域農業共済事務組合の解散に伴い事務承継団体が承継する財産等及び事務に関する協定書第 7 条第 1 号エの規定により、平成 29 年産麦（災害収入共済方式）共済金等を公告します。

平成 29 年 12 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 支払共済金

3,366,897 円

2 共済減収量

90,902 キログラム

3 支払期日

平成 29 年 12 月 5 日

4 支払方法

加入者預金口座振込支払

5 加入者別内訳

伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。



## 伊勢市公告第 91 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 29 年 12 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	竹ヶ鼻町	ビーグル	茶白	雄	中	91 日 以上	赤色の 首輪

2 抑留した日 平成 29 年 12 月 26 日

3 抑留期限 平成 30 年 1 月 9 日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 92 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 29 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市上下水道事業公告第3号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年伊勢市条例第177号)第5条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成30年度賦課対象区域を定めたので公告します。

平成29年12月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 平成30年度賦課対象区域

1 いせ第2負担区

宮町1丁目、宮町2丁目の各一部

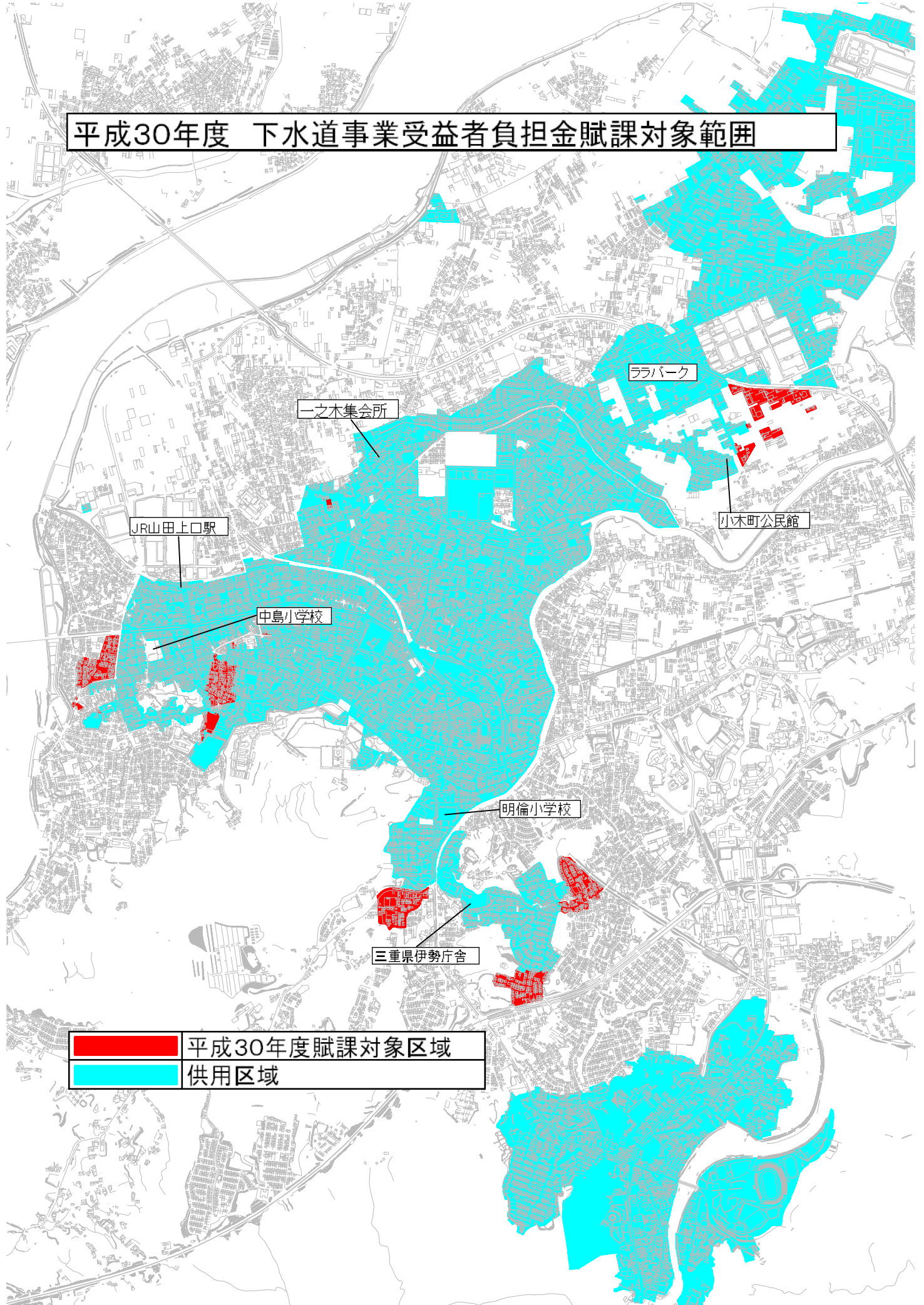
2 いせ第3負担区

大世古4丁目、常磐2丁目、常磐3丁目、浦口2丁目、浦口3丁目、勢田町の各一部

3 いせ第4負担区

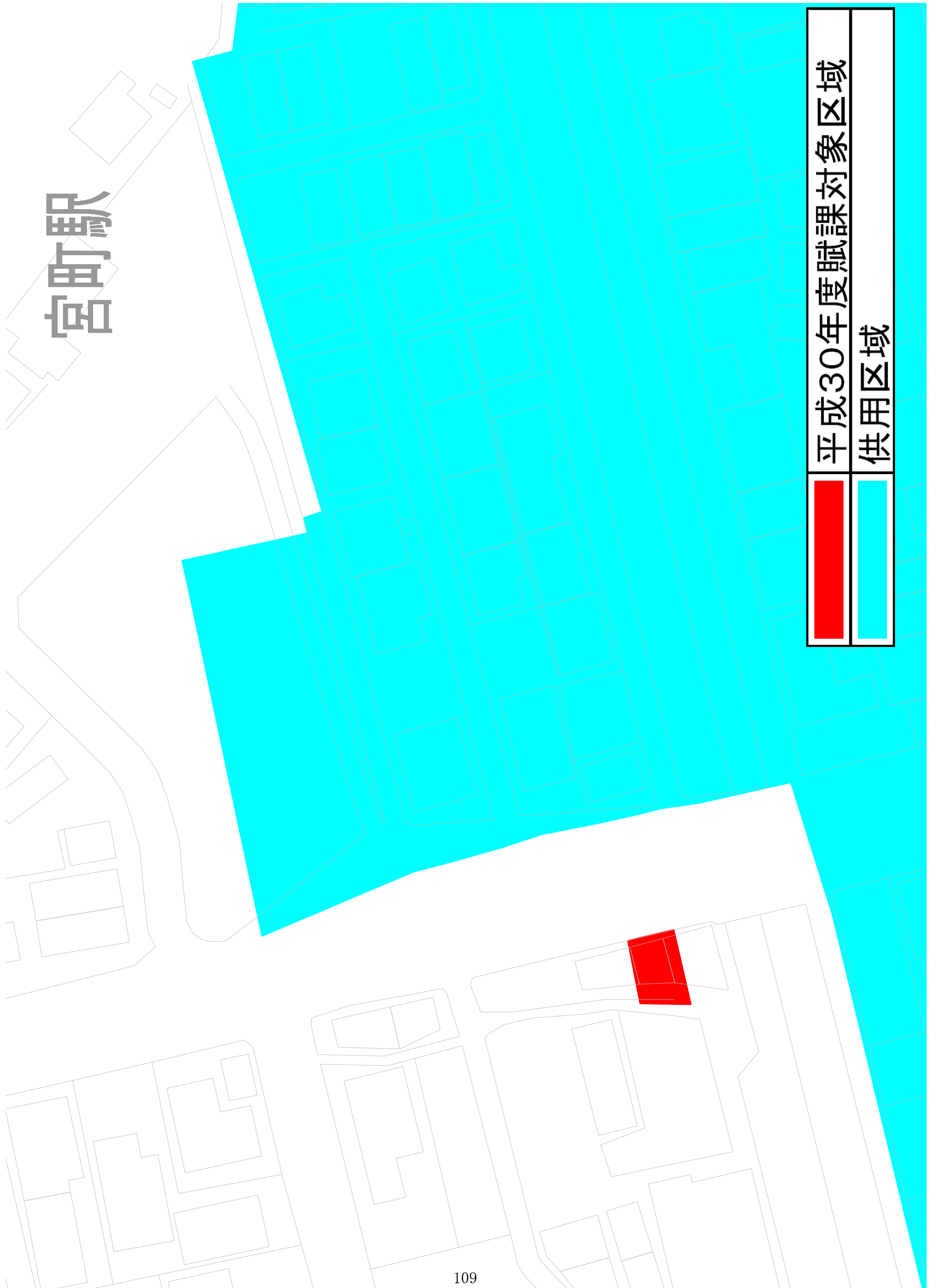
辻久留1丁目、中島2丁目、竹ヶ鼻町、小木町、勢田町、藤里町の各一部



# 平成30年度 下水道事業受益者負担金賦課対象範囲

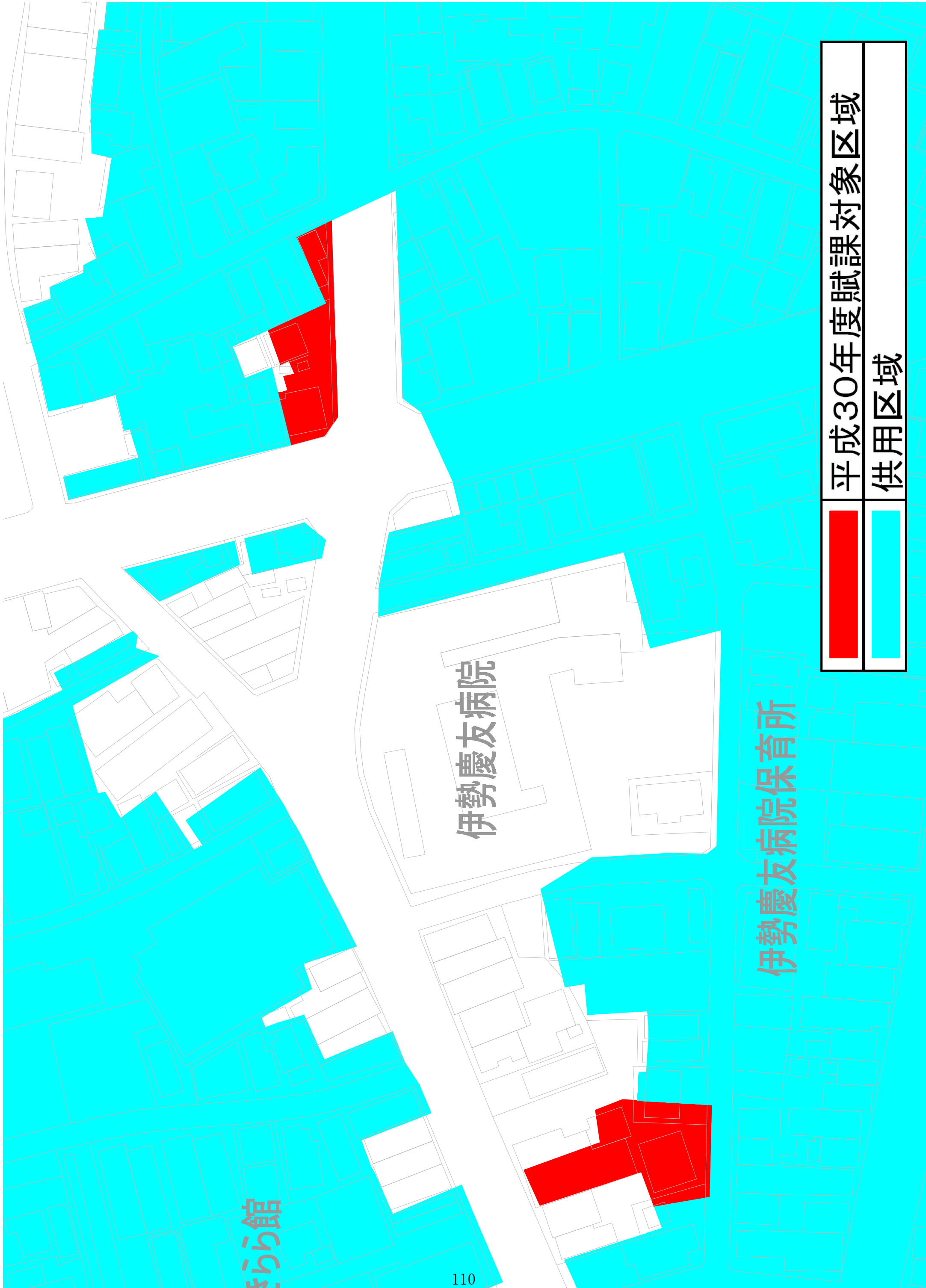




宮町駅



平成30年度賦課対象区域	
供用区域	



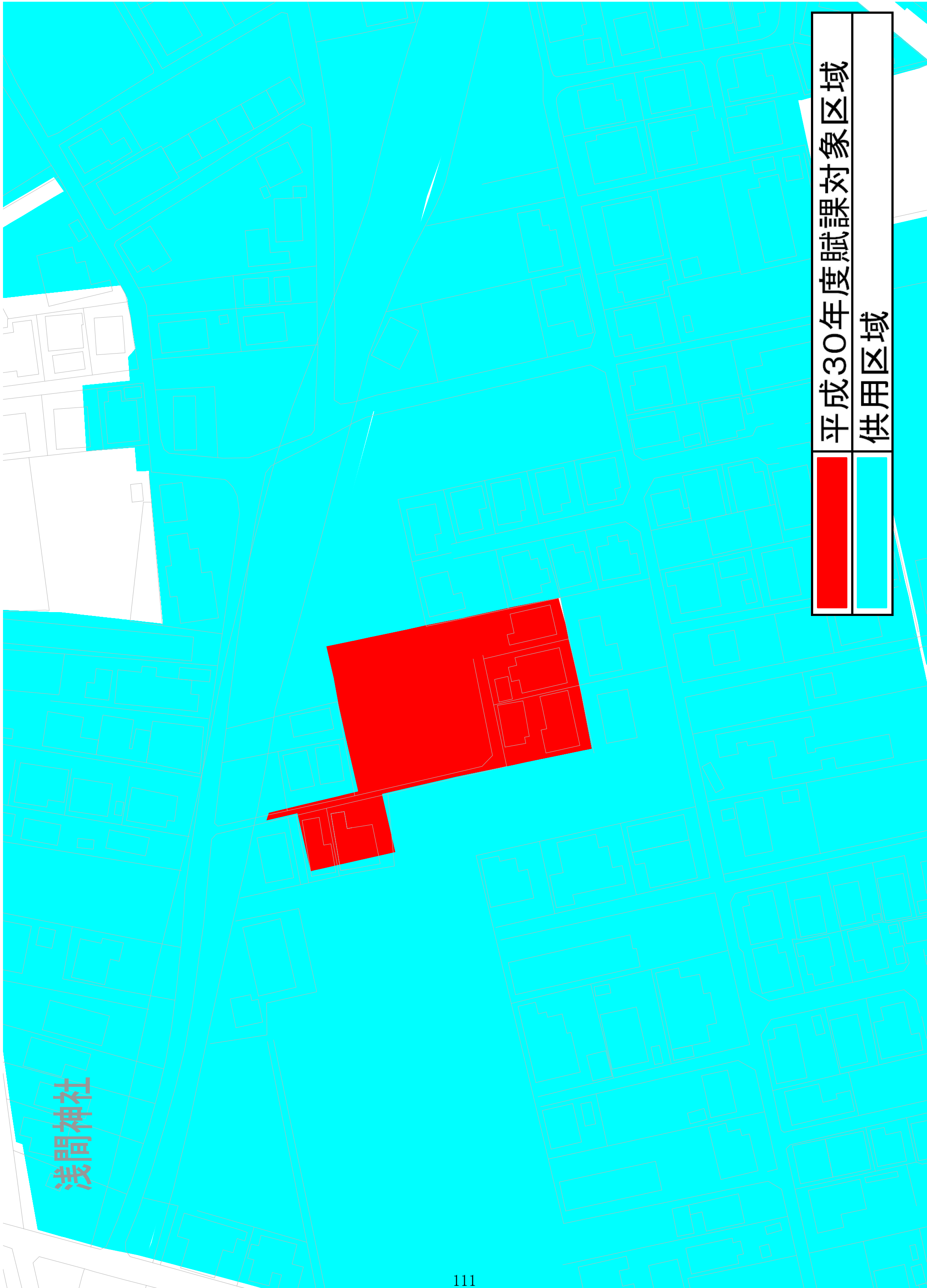
平成30年度賦課対象区域

供用区域

伊勢慶友病院

伊勢慶友病院保育所

から館

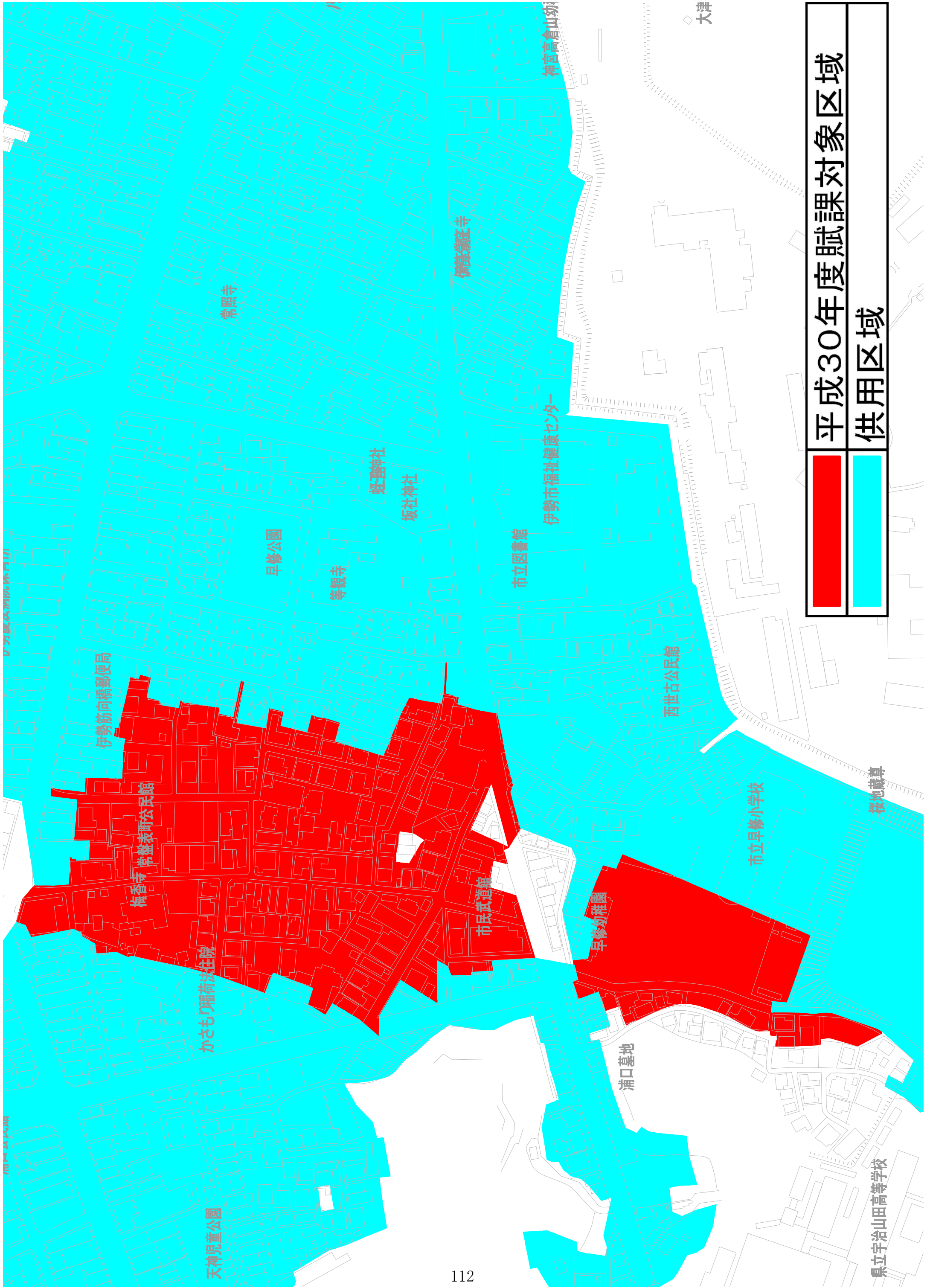


平成30年度賦課対象区域

供用区域

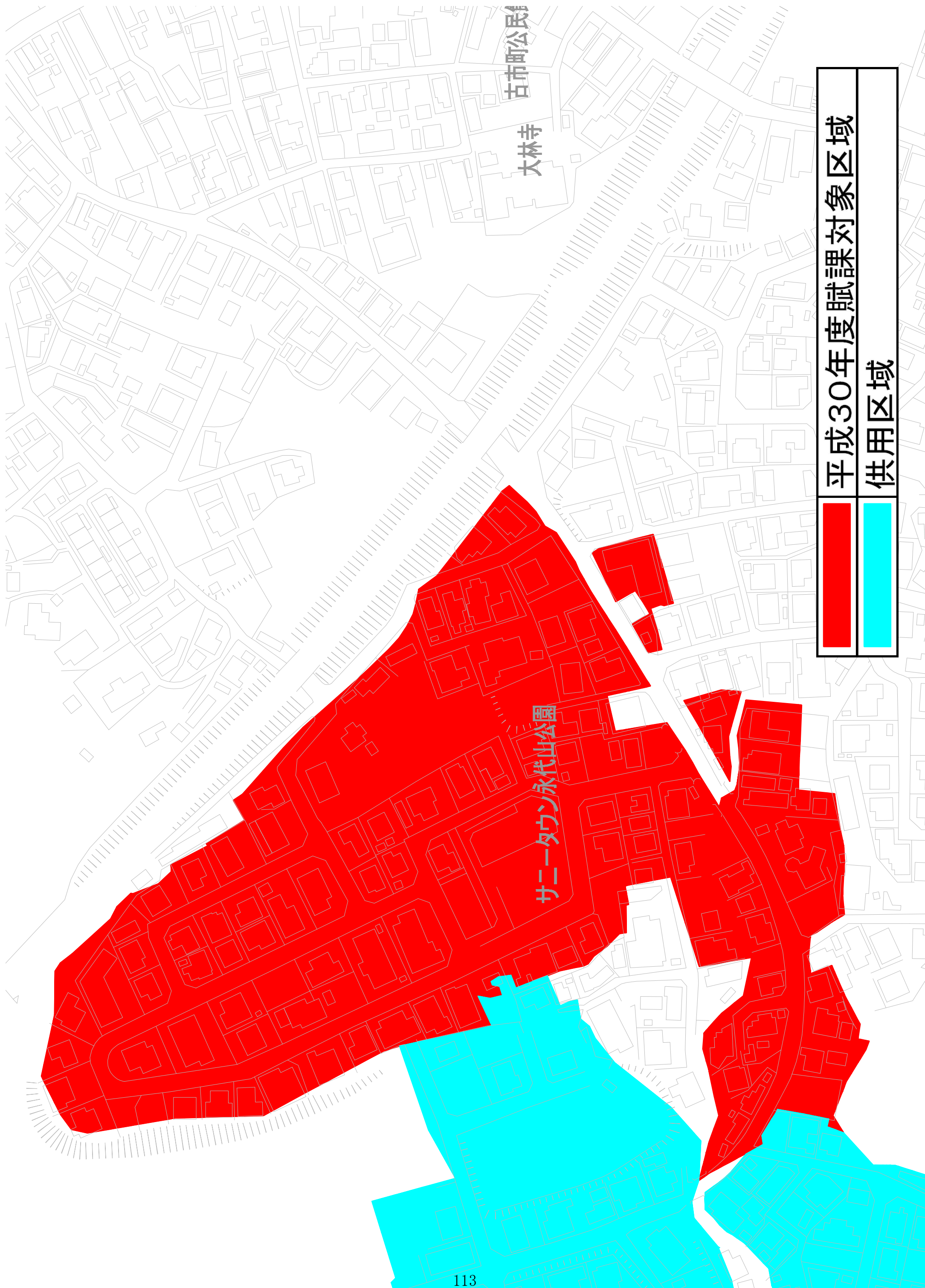
浅間神社





	平成30年度賦課対象区域
	供用区域





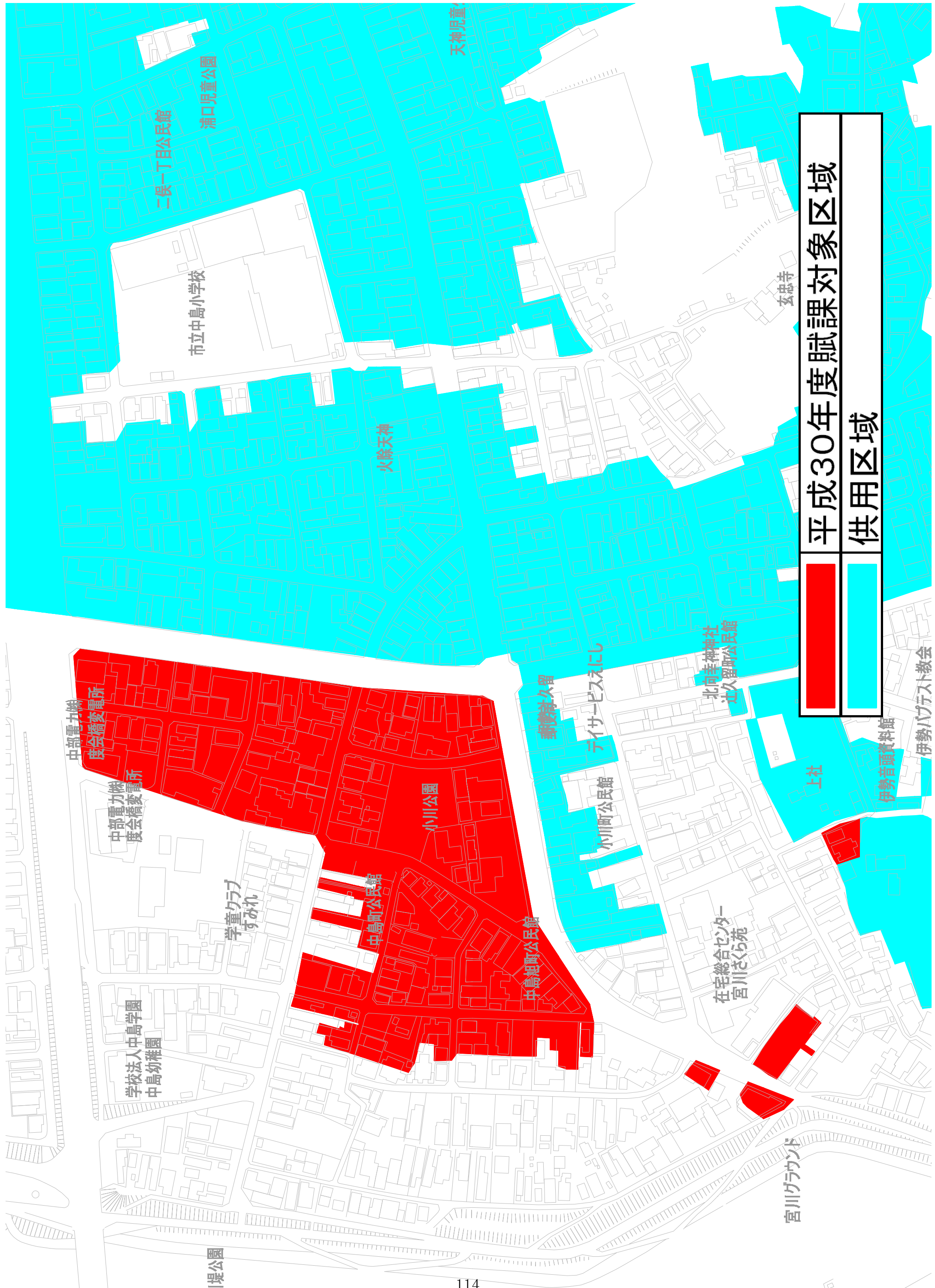
平成30年度賦課対象区域	供用区域
--------------	------

古市町公民館

大林寺

サニータウン永代山公園

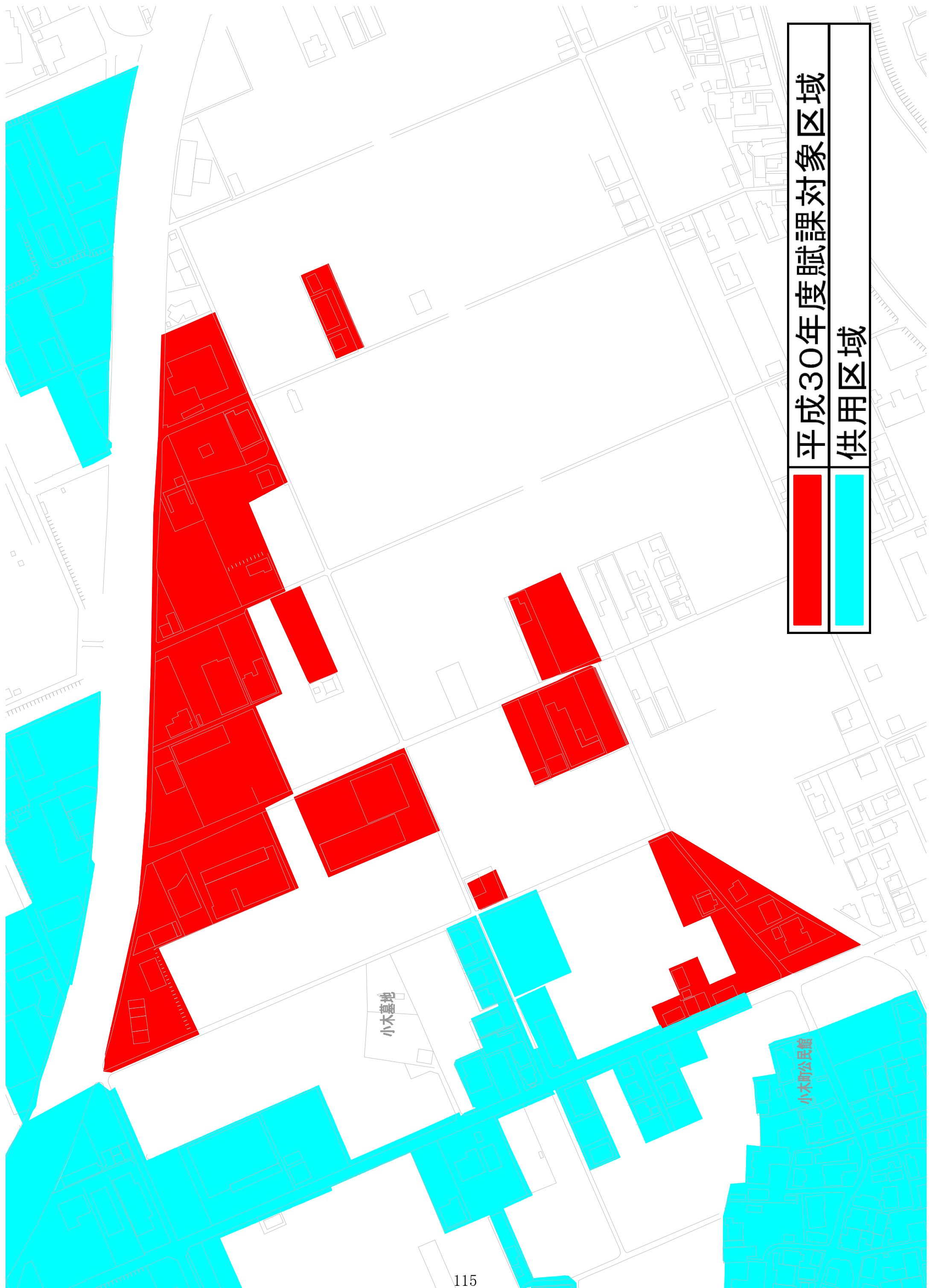



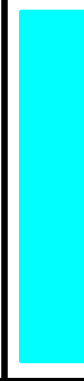


平成30年度賦課対象区域

供用区域

川堤公園

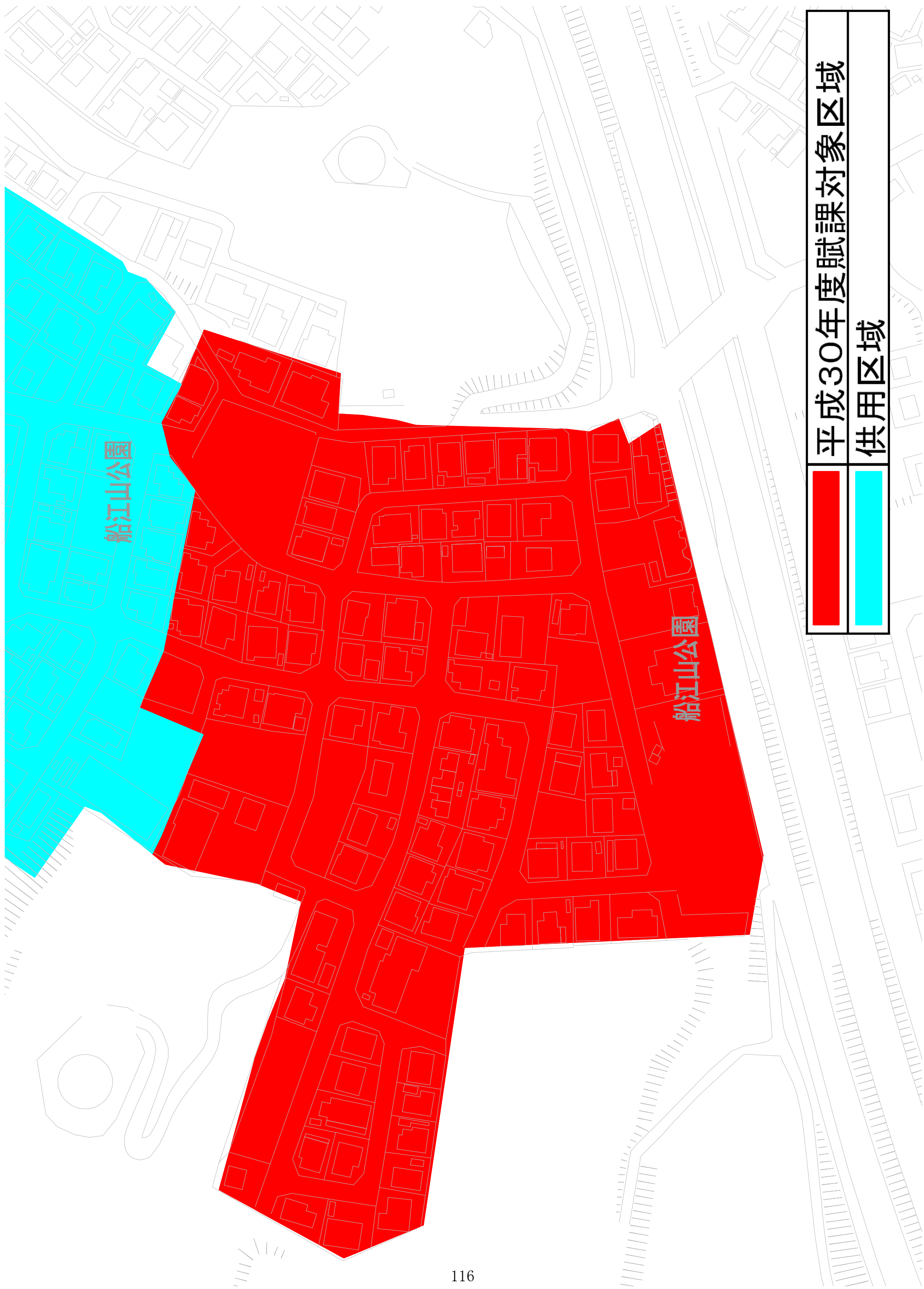


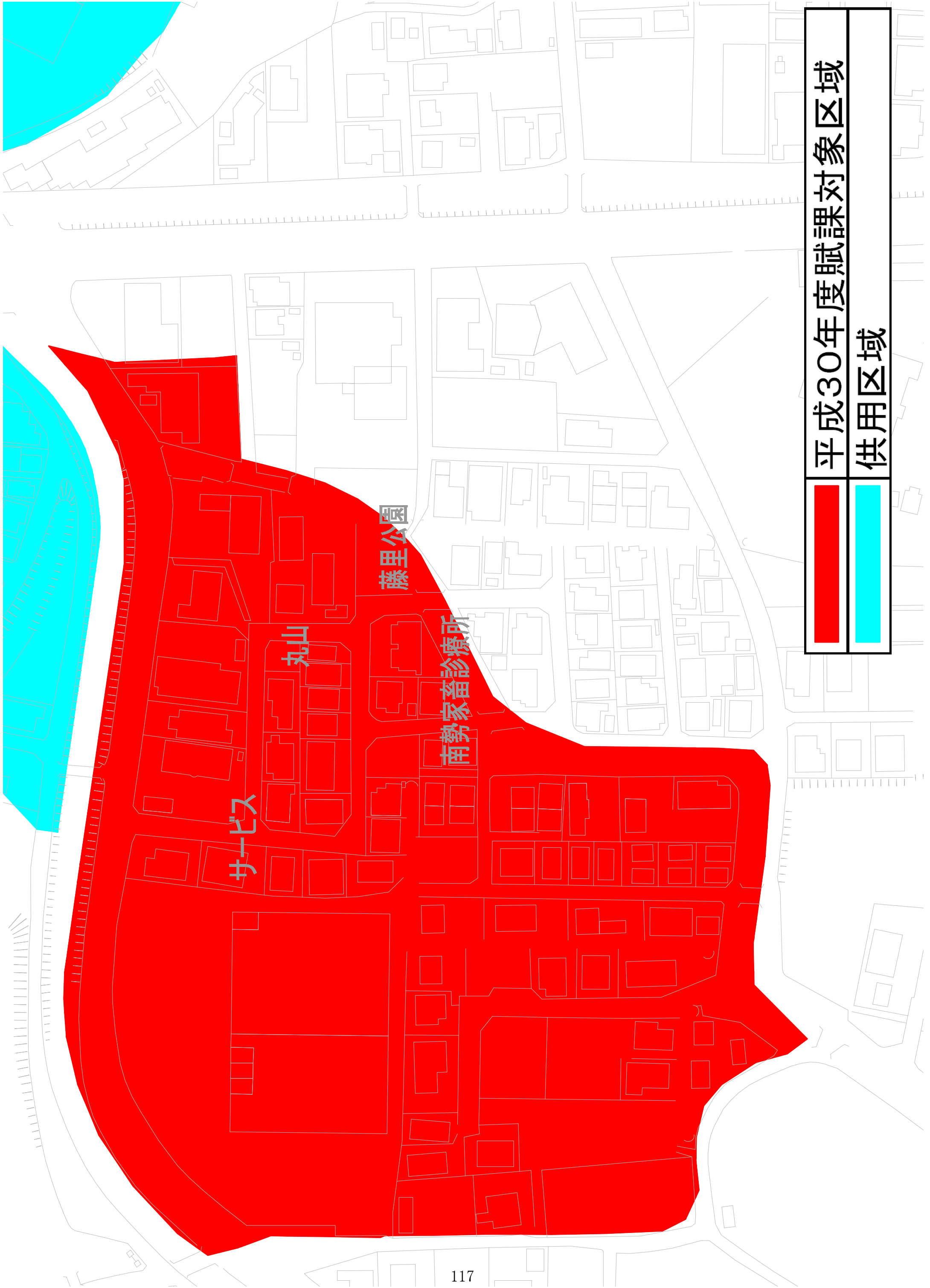
	平成30年度賦課対象区域
	供用区域

小木墓地

小木町公民館







	平成30年度賦課対象区域
	供用区域